

情報提供ネットワーク構築に関する協定

平成24年1月

情報提供ネットワーク構築に関する協定

国土交通省四国地方整備局（以下「甲」という。）と徳島県、香川県、愛媛県又は高知県のうちいずれか一の県（以下「乙」という。）は、情報提供ネットワークにより、甲が管理する映像情報等の提供及び国（内閣府）の災害対策本部又は警戒本部若しくは現地対策本部（以下「内閣府」という。）が収集した映像情報等の共有に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が総合的防災体制の強化・効率化を図ることを目的として、情報提供ネットワークを利用し、甲が管理する映像情報等を提供及び内閣府が収集した映像情報等を甲と乙が共有する場合の基本的事項を定めるものである。

（提供する映像情報等）

第2条 この協定に基づき、甲が提供する映像情報等の種類は、別途定める細目協定によるものとする。

（共有する映像情報等）

第3条 この協定に基づき、甲と乙が共有する内閣府が収集した映像情報等の種類は、別途定める細目協定によるものとする。

（映像情報等の活用）

第4条 この協定に基づき甲が提供する映像情報等は、乙が活用できるものとする。
ただし、第1条に規定する目的以外のために活用する場合においては、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。なお、内閣府が収集した映像情報等の活用については、別途定める細目協定によるものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく甲の映像情報等の提供及び内閣府が収集した映像情報等の共有に必要な施設（以下「施設」という。）の設置に要する甲及び乙の費用負担については、施設の責任分界点に基づくことを原則とし、別途定める細目協定によるものとする。

2 前項の費用負担の原則を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（財産の帰属）

第6条 施設の財産権は、甲の設置するものにあつては甲に帰属し、乙の設置するものにあつては乙に帰属するものとする。

2 この協定に基づき甲が提供する映像情報等について、乙が複製等を必要とする場合においては、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(映像情報等の提供及び共有に係る責任)

第7条 甲又は乙は、次に掲げる事由により甲の映像情報等の提供及び内閣府が収集した映像情報等の共有を一時的に停止することができるものとし、停止した場合であっても、乙又は甲にその責任を問わないものとする。

- 一 天災その他の不可抗力による甲又は乙の施設の故障
- 二 甲又は乙の施設の保守又は点検

(ネットワークセキュリティの確保)

第8条 乙は、甲が設置する施設に接続する施設等について、ネットワークセキュリティの確保に万全を期するものとする。なお、乙にセキュリティ上の問題が発生した場合は、甲は問題が解決するまで情報提供ネットワークを切断出来るものとする。

(第三者への映像情報等の提供)

第9条 甲から提供を受けた映像情報等を乙が第三者に提供する場合の扱いについては、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年1月3/日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引き続きこの協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

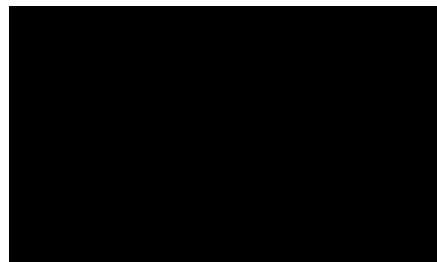
附 則

1. この協定は、平成18年2月17日から施行する。
2. この協定は、平成24年1月3/日に改定する。

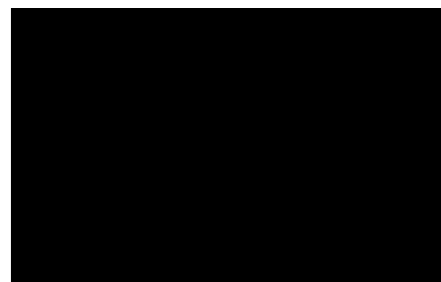
この協定締結の証として、本書 5 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各自 1 通を保有する。

平成 24 年 1 月 3 / 日

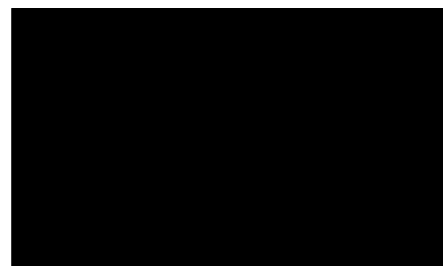
甲 高松市サンポート 3 番 33 号
国土交通省四国地方整備局長



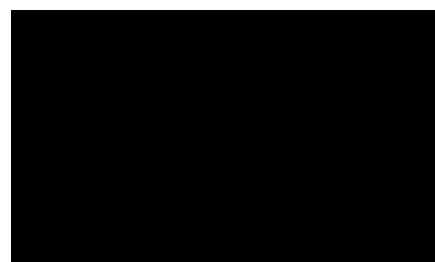
乙 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
徳 島 県 知 事



乙 高松市番町 4 丁目 1 番 10 号
香 川 県 知 事



乙 松山市一番町 4 丁目 4 番地 2 号
愛 媛 県 知 事



乙 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
高 知 県 知 事

